

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）63条の規定に基づく返還金額決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇市福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が、請求人に対し、令和元年6月7日付けの通知書（以下「本件処分通知書」という。）で行った法63条の規定に基づく返還金額決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人の生活保護受給開始前に発生した未払賃金に対して保護費の過払い分の返還を求められているが、未払賃金回収のための労働審判の申立て前に担当職員に確認した際には、返還金は支払を得た金額の一部という話だった。その話と本件処分の返還決定額とは、隔たりがあり、尚且つ30万円余りを一括で請求された。

平成30年11月に解決金が支払われた後、担当職員から、入ったお金は手を付けないでと言われたが、以前から全額返還ではないと聞いていたので、本件処分が出るまでの半年間に、得た金の大部分を滞っていた通信費の支払や就職の為の費用など、赤字だった家計に補ってんしてしまっており、返済不可能である。

審判の申立てをするのにも心身ともに負担が大きく、解決金を得るまでも難航を極めた。このような請求人の努力の結果なのに、〇〇市は、十分な自立のための資金を残さず、保護費を取り上げてしまう。就職をして自立することを希望しているのにそのための費用は認めてもらえなかった。

解決金が支払われることは調停成立の日に確定しており、事務所に本件調停の調書を持参して報告をしているのに、本件処分が出るまで日数がかかりすぎである。時間がたつほど返還は困難となる。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用して棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和 2年 1月 31日	諮問
令和 2年 6月 19日	審議（第43回第2部会）
令和 2年 7月 17日	審議（第44回第2部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 保護の補足性及び保護の基準についての法の定め

法4条1項によれば、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとされ、このことは法

の基本原理（法５条）の一つとされている。

なお、法４条３項は、１項の規定は、急迫した事由がある場合に、必要な保護を行うことを妨げるものではないとしている。

また、法８条１項によれば、保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとするとしており、保護費は、上記保護の基準に従って、要保護者各々について具体的に決定されるものである。

(2) 費用返還義務についての法の定め等

法６３条の規定によれば、被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならないとされている。

法６３条の規定は、「被保護者に対して最低限度の生活を保障するという保護の補足性の原則に反して生活保護費が支給された場合に、支給した生活保護費の返還を求め、もって生活保護制度の趣旨を全うすることとしている」（東京高等裁判所平成２５年（行コ）第２７号事件・平成２５年４月２２日判決・裁判所ウェブサイト裁判情報掲載。なお、同判決は最高裁判所において上告棄却により確定している。）ものと解されている。

(3) 次官通知

地方自治法２４５条の９第１項及び３項の規定に基づく法の処理基準である「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和３６年４月１日厚生省発社第１２３号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）の第８・３・(2)・エ・(1)によれば、臨時的収入については、「その額（受領するために交通費等を必要とする場合は、その必要経費の額を控除した額とする。）が、世帯合算額８，０００円（月額）をこえる場合、そのこえる額を収入として認定す

ること」とされている。

(4) 課長通知

「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」
(平成24年7月23日社援保発0723第1号厚生労働省社会・
援護局保護課長通知。以下「課長通知」という。)の1・(1)によ
れば、法63条に基づく費用返還の取扱いについて、「法63条に
基づく費用返還については、原則、全額を返還対象とすること」と
されているが、「ただし、全額を返還対象とすることによって当該
被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合は、次に定
める範囲の額を返還額から控除して差し支えない」として、①から
⑥までの控除を認めることができる場合について例示している。そ
のうちの④においては、「当該世帯の自立更生のためのやむを得な
い用途に充てられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社
会通念上容認される程度として実施機関が認めた額」とされてい
るが、④の(エ)によれば、「保護開始前の債務に対する弁済のために
充てられた額」は、自立更生の範囲には含まれないとされている。

(5) 問答集

「生活保護問答集について」(平成21年3月31日付け厚生労
働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。)の
問13-5(答)(1)によれば、法63条は、本来資力はあるが、
これが直ちに最低生活のために活用できない事情がある場合にとり
あえず保護を行い、資力が換金されるなど最低生活に充足できるよ
うになった段階で既に支給した保護金品との調整を図ろうとするも
のであり、原則として当該資力を限度として支給した保護金品の全
額を返還額とすべきであるとされている。

なお、問答集は、生活保護制度の具体的な運用・取扱いについて
問答形式により明らかにするものであり、実務の適切な遂行に資す
るものとして、その内容も妥当なものであると認められる。

2 これを本件についてみると、以下のとおりである。

(1) 資力の認定について

請求人は、本件解決金を得たが、これについては、法4条1項の趣旨に沿って、これを最低限度の生活を賄うために活用することを要するものであり、保護は、当該資力の活用によっても、なお最低限度の生活維持に不足する部分についてのみ実施すべきものであるものと解せられる。

このことから、処分庁は、本件返還対象期間において請求人に対して実施した保護については、法63条の規定が定める「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにも関わらず、保護を受けたとき」に該当するものとして、資力としての本件解決金が存していたにも関わらず、それを直ちには活用することができなかったために、請求人に対する保護の実施のために支出を要することとなった費用の範囲で、本件処分により、請求人が返還すべき金額を決定したものと認められる。

法63条の規定は、被保護者に対して最低限度の生活を保障するという保護の補足性の原則に反して保護費が支給された場合に、支給した保護費の返還を求め、もって生活保護制度の趣旨を全うしようとするもの(1・(2))であるから、処分庁が、上記のような経緯により、法63条の規定を適用して本件処分を行ったことには、違法・不当な点はないものといえることができる。

なお、本件解決金を得るための必要経費に当たる金額相当分は、もとより最低限度の生活を賄うために活用することはできないものであるから、法63条の規定の適用に当たっては、これを控除して資力の額を決定すべきであるところ、この点について、具体的に必要経費の額を、219,940円とした処分庁の判断には特に不合理な点は見当たらないものと認められる。

処分庁は、控除額にさらに、8,000円を加えて、227,940円としているが、この点も、次官通知の第8・3・(2)・エ・(イ)(前記1・(3))に則って行ったものとして、妥当であると認め

られる。

(2) 自立更生免除について

処分庁は、本件処分にあつて返還金額から控除すべき自立更生免除に係る費用について、担当職員をして請求人方を訪問させて、生活の状況を調査し、請求人から要望を聞き、費用にかかる資料等の提出を求めるなどしたのち、ケース診断会議を開催して検討した結果に基づいて、自立更生免除に係る費用についての判断を行っているものと認められる。この点の処分庁の判断にも、特に違法又は不当な点はないものといふことができる。

(3) 本件処分における返還金額の算定について

処分庁が本件処分に当たつて行つた、本件返還対象期間における資力の額、支給済保護費の額、返還対象額及び返還決定額の各認定は、その認定方法において、1の法令の規定等に照らしていずれも正当であり、また資料に照らして違算もないものと認められる。

具体的には、本件返還対象期間において請求人の世帯に係る保護に要した費用（別紙の表の「支給済保護費」の合計額）は、427,557円であり、この費用の額のうち、資力の額372,060円（同表の「当月発生資力」の合計額）を上限とした額に相当する額（同表の「返還対象額」の合計額）から、自立更生免除費用65,918円（同表の「返還免除額」）を控除し、最終的に本件処分による返還決定額を、306,142円と算定した過程にも、何ら誤りがないことが認められる。

(4) 上記(1)ないし(3)のとおり、本件処分には、違法・不当な点はなく適正なものであつて、取り消すべき理由はないものといふことができる。

3 請求人の主張について（第3）

(1) 請求人は、当初担当職員から、返還金額は得られる解決金の一部と聞いていたのに、本件処分による返還金額が多額であると主張している。しかし、担当職員が、返還金額が、回収できる未払賃金の

額を基準としてどのくらいの割合になるのか具体的に述べたことまでは認められず、また、本件解決金の支払があった後には、入った金には手を付けないようにと言われたと請求人が述べていることからすると、このことに関して、請求人に過大な期待を抱かせた事実は認めることができないのであって、請求人の主張をもって、本件処分を違法・不当とすべき点とすることはできない。

(2) 請求人は、自立を希望しているのに、就職のための費用を残してもらえなかったと主張する。しかし、法63条の規定を適用して保護費の返還を求める場合に、就職活動のための費用を控除できるとしても、それは、生業扶助にかかる費用として保護費を支給する場合と同様に、就職活動のために具体的に必要となった経費の存在が、保護の実施機関において確認できる限りにおいて、自立更生にかかる費用の範囲として認めることができるに止まるものである。請求人から、具体的な就職活動を行ってそれに伴った経費が必要となったという話が、担当職員になされた事実を認めることができないところ、抽象的に就職に備えた費用を残しておきたいという意味での控除は認めることができないものであるから、請求人の主張を採用することはできない。

(3) 請求人は、本件解決金を、滞っていた通信費の支払等に当ててしまっていて、保護費を返還できないなどと主張する。しかし、通信費は、一般には、経常的最低生活費の範囲において賄われるべきものであって、要保護者の事情により、特別な生活上の需要があるものとして計上すべき項目には該当しないから、返還を求める金額を算定するに当たって、考慮する要素とはなり得ないものである。また、当該主張が、発生した資力を、保護開始前に支払義務が発生していた各種費用の弁済に充てたという意味であるとする、
「保護開始前の債務に対する弁済のために充てられた額」は、自立更生の範囲には含まれないとされているから（課長通知1・(1)・④・(エ)）、やはり返還額からかかる支払に充てた費用を控除すること

はできないものである。

(4) 以上のとおり、請求人の各主張については、いずれも採用することとはできない。

4 その他の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

近藤ルミ子、山口卓男、山本未来

別紙（略）